

WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



マドリッド制度における国際登録の「放棄 (Renunciation)」と「取消 (Cancellation)」の違いについて教えてください。

商標の国際登録制度であるマドリッド制度では、国際登録後の各種変更手続きについて、WIPO国際事務局に一括して申請することができます。今回は、国際登録の「放棄」と「取消」の手続きについてご紹介します。

1. 「放棄」と「取消」の違い

マドリッド制度において「放棄」とは、締約国における保護やその申請の放棄を指し、一部の指定国についてすべての商品・役務の指定をなくす手続きのことをいいます。他方、「取消」とは、国際登録自体の取り消しを指し、すべての指定国について一部またはすべての商品・役務を国際登録簿から恒久的に抹消する手続きのことをいいます。

特に注目すべき両者の違いは、将来的に事後指定ができるかどうかです。「放棄」の場合、国際登録簿から商品・役務の情報が削除されることはありません。したがって、必要に応じて放棄した指定国について事後指定を行うことが可能です。他方、「取消」の場合には、国際登録簿から一部またはすべての商品・役務の情報が恒久的に抹消されてしまいますから、取り消した部

分について事後指定を行うことはできません。

2. 「放棄」や「取消」の申請が必要な場合

手続きを行う理由は当事者の事情によりさまざまですが、例えば指定国において商標の不使用や第三者からの申立てにより保護が無効とされてしまった場合、その国の知財庁はWIPO国際事務局に無効の通知 (Invalidation) やさらなる決定の通知 (Further decision) を送付することになっています。この通知がいつ送付されるか予測がつかない状況で、事後指定により再度その国において保護を求めたい場合、既存の指定を自ら放棄したうえで事後指定を行うことがあります。このようなケースでは「放棄」の手続きが有効です。なお、「放棄」は国際登録から特定の指定国を削除するものであり、国際登録時の指定に加えて事後指定で追加的に保護を図っている場合に「国際登録時の指定」「事後指定」のどちらか一方の指定についてのみ放棄を記録するということができない点に留意してください。

一方、国際登録の更新の際、個別手

数を徴収しない国については、国際登録簿の商品・役務リスト (メインリスト) の区分数に基づいて更新料が計算されます。そのため、使用する可能性のない区分を国際登録から取り消しておくことで、更新にかかる費用を節約できる場合があります。このようなケースでは、国際登録の「取消」の手続きが有効です。

3. 「放棄」や「取消」の申請方法

いずれの手続きもeMadrid^{*}で行うことができます。「放棄」はサイト内の「RENOUNCE PROTECTION IN CONTRACTING PARTIES」から、「取消」については「CANCEL AN INTERNATIONAL REGISTRATION」から申請してください。なお、様式MM7 (放棄)、様式MM8 (取消) による手続きも引き続き可能です。いずれの手続きも費用はかかりません。

※ <https://madrid.wipo.int/>

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先】
TEL : 03-5532-5030
e-mail : japan.office@wipo.int
URL : wipo.int/japan